

正紺と偽紺のあいだ

—— 近代移行期の在来織物業と藍染め ——

田村 均 埼玉大学教育学部社会講座

キーワード：正紺、偽紺、藍下、藍染め、在来織物業

はじめにーアトキンソンが見た日本の色ー

明治初年代に開成学校（東京帝国大学の前身）の化学教師に招聘されたイギリス人アトキンソンが数年間、日本に滞在した(1)。近年の染色文化史の知見によると、アトキンソンは多くの日本人が着ていた藍染めの衣服に目を止め、その色彩を「ジャパンプルー」と名付けたとされる（竹内1991、三木産業(株)技術室編1992）。彼は滞在中に「藍の説」という論考を執筆し、そのなかに「青色の衣裳」とともにジャパンプルーという言葉を書いた（吉岡2007）。

筆者はアトキンソンの論考を未見であるが、この印象的なエピソードをめぐって興味・関心をそられるのが、次の事柄である。それは、染料としての日本藍の発色作用にイギリス人化学者が関心を向けたこと以上に、当時における日本人の着物の多くが藍染めを想起させる紺色であったのかということである。彼の目をひきつけた「青色」（ブルー、blue）を藍染めの紺色とするには、筆者は若干のためらいと疑念を抱いている。

参考までに明治初年代に描かれた横浜居留地の錦絵をみると、鮮やかな赤や青（紺）などの、毛織物製とみられるチョッキや背広・ズボン姿の西洋人男性や、バスル・スタイル（スカートの臀部を膨らませたドレス）の同女性とともに、日本人を濃紺の労働着（作務衣に股引の男性）や紺地縦縞の着物姿（女性）に描く事例が多い。そこには、東西の服飾文化のコントラストを色彩的な明暗や陰影として際立てない、濃厚鮮やかな同一色が用いられている。アトキンソンが見たであろう状況と描き手（日本人）のまなざしの色彩的位相が一致することになるが、実際に日本人の服飾上の色彩的特徴は錦絵からも直截的にイメージしやすい藍染め（藍色・紺色）であったのだろうか。

このことをめぐって、ほぼ同時代より正確な状況認識として見逃せないのが、アトキンソンよりも先んじて幕末開港期（安政～文久期）に来日した西洋人の滞在記録のなかの服飾情報である。江戸市中の「あらゆる階級の男が日常着で身につけている色は、さまざまな縞柄の黒か紺色である」ことや、「ほとんどの場合、黒で無地あるいはかすかな碁盤縞の模様がついている程度である」などと記され、着衣（木綿や絹）の黒っぽい色調に目を止めるものであった(2)。それは容易に現代人の私たちが藍に想いを馳せるような色合いではない。念のため指摘しておくが、明治維新を境に庶民衣料が黒から紺に流行シフトしたわけではなかった。

ところで、日本の近世・近代期に庶民衣料の染色に重用されたのが日本藍（染や藍玉）による正藍染めであった。なかでも日本藍の生産が増加しさかんに消費されたのは、絹および木綿製の紺縞が都市市場を中心に全国的に流行する近世後期から幕末・明治前期の頃である。当該期には全国的に流通した「阿波藍」（現在の徳島県吉野川中・下流域の産）のみならず、新興の「武州藍」（同埼玉県北部の利根川中流域の産）などの地方産の藍玉（以下、「地藍」）の生産も増え、江戸（東京）地廻り市場や地方市場においても藍の流通が活発化していた（天野1986）。関東地方の内外で阿波藍や地藍を用いて衣料を藍色（紺色）に染める営みが広がっていたことがうかがえる。近年、幕末期の尾張（愛知

県東部) 周辺の農村部や信州小県や佐久地方(長野県東部)の在村においても多くの紺屋(藍染業者)が簇生・営業し、阿波藍や地藍を旺盛に消費していた事実が実証的にあきらかにされている(天野1999、矢嶋2014)。

そうであれば、国内衣料用の藍染業が全国的に広がるなかで、幕末開港期に西洋人が目撃した日本人着衣の黒っぽい色調は何であったのか。そして、アトキンソンが明治維新後に見た「青色(の衣裳)」との関連はいかに、などの疑問が錯綜する。

もとより藍は安価な染料ではなかった。衣料用に藍が旺盛に消費されたとはいえ、日本人の庶民衣料がたちまちにしてより青く紺一色に染め抜かれたわけではなかったろう。技術的な制約からではない。社会経済的に発色が鈍り、藍が十分に染め着けられなかった可能性がある。めざす色合いと費用により藍は変動したからである。藍染めがさかんになるほど、実際には個々(単位当たり)の糸や布に費やされる藍の使用は逡減的に節約されていった。端的にいうと、藍を節約する藍染めが拡大したからにはほかならない。

したがって本稿は、社会経済史の立場から近代移行期の日本における藍染めの軌跡を追い、紺色変動の史的プロセスを考察する。具体的には藍染めの色合い(紺色の濃淡や色調)および同時代人の紺色認証を染織史料にもとづく素材的分析と経営事例による費用の検証によって把握し、正紺(正藍紺染め)と偽紺(まがい染め)とのあいだで動揺した在来織物業が藍の使用を節約していったことをあきらかにする。藍が不断に変動し、紺色が大きく揺れ動いた状況をみよう。

1. 藍の変動—正紺は何処へ—

紺色か否か。アトキンソンが日本に滞在していた明治前期、多くの人々が着ていた木綿や絹の基調色はいかなるものであったのか。

藍染めの色合いを見定めるのは容易ではないが、本稿では国産藍を使用し藍染め比率が高いもの(染価の60~80%)を「正紺」(別染料による色味補正が少ない正藍染め、もしくは十分な正藍による下染めないし上染めがほどこされた紺色)と仮定しておく。そのうえで、同時代人たちが正紺と認識した紺色の濃淡を、①薄紺〔かめのぞき—浅黄色—濃い浅黄色〕—②中(並)紺〔花色(縹色)—藍色—御納戸色〕—③上紺〔紺色—褐色(青黒)—鉄紺色〕の三つに区分し、染色法およびその変化に応じた染色度(紺色の濃淡)を史料的に把握し色調分析を試みる。

(1) 木綿の染色法と藍染め

近代移行期に庶民衣料の代表品種となる小倉織や二子織、紺緋といった、おもに紺地基調の先染めの紺木綿や縞木綿について、藍染めの色合いを推察してみよう。

依拠する史料は、明治十年(1877)に開催された第一回内国勸業博覧会の出品解説書である。以下、出品織物について染色法の概略があきらかとなる事例をひろい上げ、品名および出品者の住所・氏名とともに染色作業のあらましを抜粋した。染料類や染色に関する用語については太字にした。

《史料1-1》 太字は筆者(引用者)による。

事例1 小倉織(岡山區児島郡中見名村 近藤駒次郎)

舶来綿糸ヲ二線合セ・・・(中 略)・・・熱湯ニ煮テ水ニ漂シ燥シ上等紺色ニ染メ蘇木煎汁ト

枯礬ヲ和シタル糊ヲ施シ燥シ・・・(後 略)

事例2 小倉帯地(長野県諏訪郡中洲村 岩波新次郎)

舶来綿糸ト本邦綿糸トヲ糾合セ熱湯ニ煮テ日ニ燥シ、**藍楊梅皮並舶来ノ染料**ヲ以テ染メ、生麩糊ニ漬シ燥シ尋常ノ道具ニテ織成ス

事例3 小倉帯地・同袴地（長野県諏訪郡中洲村 岩波虎蔵）

洋綿糸二線ヲ糾合セ熱湯ニ煮テ之ヲ漂シ日ニ燥シ、**藍渋木楊梅皮蓋草榛皮赤楊並舶来染粉**等ニテ各種ノ色ニ染メ、生麩糊ニ漬シ或ハ海蘿汁ニ漬シ日ニ燥シ機具ニ登セ織成ス

事例4 小倉織 東琥珀（栃木県足利郡足利町 中村正助）

此小倉織一名東琥珀ト称ス総テ洋綿糸ヲ以テ織モノニシテ、染法第一回ハ**藍**ヲ以テ染メ、第二回ハ**黒色**ニ染ム故ニ黒色極テ光沢アリ・・・〈後 略〉

事例5 ニタ子木綿布（神奈川県多摩郡 福井半右衛門）

糾リ合セタル草綿糸ヲ**紺色**ニ染メ、**蘇枋**ヲ水三升ニテ煎シ**五倍子**一匁ヲ入レ糸ヲ煮練スルー時間、絞リテ水一升ニ**蘇枋**五匁ヲ入レ熟煮シ冷シ**枯礬**一匁ヲ入レ冷シ熟煮シ・・・〈後 略〉

事例6 ニタ子木綿布（神奈川県多摩郡青梅町 平岡久右衛門）

糸縷ヲ湯ニ煮練スルー時間乾カシ**紺浅黄**ノ二色ハ染工ニ付シ、**茶色**ハ水一升ニ**楊梅皮**五十目ヲ入レ五合ニ煎減シ**枯礬**五匁ヲ和シテ煮染スルコト一時間・・・〈後 略〉

事例7 紺地茶万筋青梅縞（神奈川県多摩郡青梅町 平岡久右衛門）

経緯共ニ**紺色**ニ染ム、絹糸ヲ茶色ニ染ムルハ**楊梅皮**六百目ヲ入レ二升四合ニ煎減シ、糸百目ノ率布袋ヲ以テ濾過シ**明礬**五十目ヲ和シ糸ヲ煮染ムルコト一時間ニシテ成ル

事例8 小倉二子織（東京府豊島郡神谷町 並木久左衛門）

舶来綿糸ヲ二線合セ経緯トシ、**渋木**百五十目許ヲ煮ルコト二時間冷シ白糸ヲ染ムルコト三回復タ**鉄漿**ニ漬シ水ニテ濯キ更ニ**鉄漿**ヲ水ニ溶解シ漬シテ色ヲ褪セシメス高機ニテ織成ス

（「明治十年内国勸業博覧会出品解説 第六類」）(3)

大略、事例群から三つの紺染法が抽出できよう。一つは藍染めによって十分な紺色を引き出す方法である。二つ目は藍染めを行うが、その後に色味の補正ないし補色（潤色・補強）をほどこすものである。そして、三つめが藍染めをまったく行わない手法である。第一染法以外は染め上がりの色合いは黒味がかかるか、あるいは黒色ないし黒に近い紺鉄色になる可能性が強い。

まず指摘しておきたいのは、出品解説の個別データからは正紺すなわち純正な正藍染めによる紺色の木綿製品を見つけることができない点である。博覧会出品物なのに皆無に近いといつてよい。そのなかで、一つ目の藍染めに相当する比較的十分な紺色であったと推察できるが事例1（小倉織、帯地または袴地）となる。ただし、赤色植物染料の蘇芳を明礬（硝酸アルミニウム）媒染で発色させ赤味補正を行っているので、「上等紺色」とは中紺レベルの花色程度であったろうか。茶色（楊梅皮と明礬で発色させる）に染めた縞糸を使う絹綿交織の事例7（青梅縞、着尺地）についても、経・緯糸ともに「紺色」に染めるとあるが藍染め比率は高水準ではなかったろう。

そして、それ以外はいったん藍染めを実施した後、五倍子（ふし、榛の木の皮や実）や渋木（楊梅樹の皮）・矢車（矢砂、やしや附子、樺の実）などのタンニンを多くふくむ黒ないし褐色系植物染料で補色調整し、黒味付けを行うものが少なくない（事例2～5）。藍染めを下染め（紺染）とし、上染め（黒染）によって色味補正を企図したものといえる。なかには、「舶来染料」・「舶来ノ染粉」すなわち「紅粉」や「紫粉」などと呼ばれた化学染料（アニリン系の塩基性色素）を用いて赤や紫の色味を上掛けしたのものもある（事例2・3）。細糸（輸入綿糸）を用いて軽量平滑化した足利産の小倉織（事例4、着尺地）も、薄紺程度の藍染めの後に五倍子や渋木などの植物染料による黒染作業を行

い、黒味がかつた紺鉄系の色出しを行ったもの（後述の「フシ紺」とみられる。

事例6（二タ子縞、着尺地）については、地糸を「紺色」に染め付けたとすれば浅黄色の縞糸を地糸とともに紺屋に依頼して藍染めしたと読めるが、紺色の濃淡（薄紺－中紺－上紺）はよくわからない。もう一つの縞糸の茶色については自家染色を行い楊梅皮と明礬を使って発色させているので、紺色も楊梅皮などで色味を調整した可能性を否定できない。

こうしたなかで、もっとも気になるのが三つ目の藍染めをしない染色法の事例8である。それは渋木のタンニン色素を鉄漿（不純酢酸鉄）の鉄媒染作用によって固着させるもので、発色は黒っぽい茶褐色の色合いになったとみられる（後述の「ふし紺」）。二度の鉄漿掛けを行っているので、いくぶん青味がかつた黒であったかもしれない。同品種の事例5（二タ子縞、着尺地）が「紺色」（花色程度の中紺もしくはそれ以下の薄紺）に染めたのち蘇枋と五倍子で煮て、さらに枯礬（焼明礬）媒染による蘇枋の赤味付けを行う正紺物であるので、事例8（小倉二子織、着尺または袴地）の染色劣化の度合いはあきらかである。当時の流行品であった紺縞系の上級木綿の二子（二タ子）縞が藍染めを省かれて市場に登場していたことを示唆しよう。

もとより、第一回内国勸業博覧会は明治政府が主催した全国規模の最初の勸業博覧会であった。それゆえ、日本各地から参画した生産者は原材料を吟味して、熟練技を振り向けて最良の織物を製作し出品したにちがいない。日頃の製造方法をもとに手間を省かない染色作業のあり様がより具体的に看取できる事例が、次に紹介する木綿紺縞（着尺地）に関する在地史料である。埼玉県入間郡の特産物の紺縞について、生産地の戸長役場が製造者の申告をもとに同博覧会出品用に作成し、県庁勸業課に上申した説明文書を抜粋した。

《史料1-2》

事例9 名物 織物 方言 カスリ縞 埼玉県入間郡山口村 平民農 落合春次郎

製造用品 藍玉 蘇枋 フシ 玉葱 明礬 ロウハ

製造法 ……各染糸而已ヲ以カスリノ模様ヲ白糸ヲ麻ニ而形ヲ巻、紺或ハ浅黄等ニ何度モ染貫キ……

効用 素織之儘出荷スル事基タリ、土地ノ例ニシテ織込染色等ニ悉注意致シ候ニ付、後ニ湯通シ槌ニテ打……

（入間郡旧山口村・岩岡家文書「明治十年 カスリ縞織生産明細書」）(4)

注目したいのは、使用した染料を意味する製造用品の「藍玉 蘇枋 フシ 玉葱 明礬 ロウハ」と、藍染めの要点を示す製造法の「紺或ハ浅黄等ニ何度モ染貫キ」という記載である。染色用語を記載順になぞって染色作業の実際を推察すると、藍玉を用いる藍染めを行うが、綿糸を紺または浅黄色に染めるべく次の関連作業を行っている。すなわち、藍染めした綿糸を蘇枋（赤色植物染料）を明礬のアルミ媒染によって赤味付けし、さらに黒系の「フシ」（五倍子）や黄色系の玉葱による紺色補正を行い、それを「ロウハ」（緑礬＝硫酸第二鉄）による鉄媒染により色素を固着させたものとみられる。おそらく花色以上に染め付けた綿糸に五倍子と緑礬（鉄媒染）により黒ないし茶褐色を付加するとともに、蘇枋・玉葱の明礬媒染によって青味を引き出したのであろう。

藍染めの染色度を花色以下にとどめ、五倍子などのタンニン剤を鉄媒染（緑礬や鉄漿など）で黒紺味補正を行う染法は「フシ紺」と呼ばれた。それは先の事例5（二タ子縞）のように、正藍を用いて花色程度もしくはそれ以下の薄紺に下染めしたのち、蘇枋や五倍子などの赤・黒系の植物染料を金属

塩の明礬（アルミ媒染）や緑礬（鉄媒染）による赤黒味補正を行う、比較的良質（良心的）な在来紺染法であった。本稿はフシ紺を藍染め費用を節約する正紺染法の一つとみなすが、当時においては藍染めそのものを省略する簡易劣化の偽紺染法（ふし紺）として広まっていた。したがって当該事例を、本来的な薄紺補正の目的でフシ紺を用いた在来紺染法として評価しておく。

一般に、紺緋は経糸の白い未染色の部分を引き立たせるために、緯糸よりも経糸のほうに良質な紺染めをほどこした。それゆえ、当該事例にあっても「何度モ染貫」いたとする「紺」は経糸に、そして「紺」よりも薄色の「浅黄」はおもに緯糸に関する藍染めの説明であると読める。具体的には、緋糸や経糸は紺屋に依頼して何度も染め抜いて藍色ないし紺色に染め、いっぽう緯糸は染色度を花色以下に止めるものであったろう。綿糸を花色以下に染めたのち、蘇枋や玉葱、そして五倍子などの赤・黄色・黒系の染料と、明礬や緑礬などの金属塩（媒染剤）を組み合わせた色味補正を自家染色で行ったとみることができる。

とすれば、出品物が藍染めによるとする製品であっても、緯糸にその染色比率を抑えるフシ紺染法が加わると、その紺緋は見た目において若干黒味がかかった紺色となりやすかった。たとえ経糸が藍染めによる十分な紺色であっても、緯糸には黒系の色味が出やすかったからである。中・下等品レベルの紺緋はあえてそのように製作されたきらいがある。当該製品は純正な藍染めならではの十分な紺色を持ち味とする紺緋ではないが、色味（紺／青黒）の補正を工夫しているので、当時はそれでも正紺物として十分に認められるものであった。なお、中・下等品の木綿紺緋は弁柄（酸化鉄、赤色顔料）などによる表面的な赤味付けを行うものも少なくなかった。

補足として、紺染法に影響をあたえた、藍染め（下染め）を省く在来黒染法に言及する。黒の良質な染め方には、藍染めによる下染め（以下、「藍下」という）の後、黒系植物染料の檳榔子（棕櫚の実）に柘榴（実の皮）、五倍子をくわえ、これを薄めの鉄漿で何度も上掛けして媒染・固着させる方法があった。京都西陣をはじめ桐生・足利地方でも行われていた。この染色法の手順を概略的に、藍下（正藍染め）⇒黒系植物染料の檳榔子・柘榴・五倍子⇒媒染剤の鉄漿、と図式化しておく(5)。しかし、近世後期に桐生や足利では高価な檳榔子の代用として矢車（矢砂）や渋木に五倍子を組み合わせる、藍下⇒五倍子・渋木・矢車（各種タンニンの調合）⇒鉄漿（複数回掛け）という方法が考案される。さらに、より迅速かつ安価に染める手法として、費用と手間のかかる藍下を省き、濃い鉄漿一回掛けの「早染法」が生み出されていった。また下等品用の絹緯糸の染色には、タンニン剤による煮付黒染めと澱粉（蕨粉など）による絹増量法（糊入り）が低品質化対策として併用された。

次の事例は、第一回内国勸業博覧会の出品解説で確認できる黒染めの簡易染法である。

《史料1-3》 略式化した染色作業の手順

事例10 小倉織 帯地唐棧織（岡山県児島郡田ノ口村 尾崎佐太郎）

五倍子 ⇒ 石灰水 ⇒ 緑礬

事例11 黒八丈（神奈川県津久井郡川尻村 小池太右衛門）

赤楊実（矢車） ⇒ 黒染土・緑礬

事例12 黒八丈（神奈川県多摩郡五日市村 土屋勘兵衛）

赤楊実（矢車） ⇒ 染土（黒染土）

事例13 縞八丈（神奈川県多摩郡上相原村 松井右内）

赤楊実（矢車） ⇒ 染土（黒染土）

（「明治十年内国勸業博覧会出品解説 第六類」）(6)

事例10の小倉帯地は唐棧系（紺縞）の木綿であるが、同11～13の八丈織（黒八丈、縞八丈）は黒地の低級絹織物である。前者は五倍子と石灰から茶色を引き出したのち緑礬で黒系茶褐色に媒染・固着させ、濃紺色に代わる黒色を地糸に染め付けたもの。後三者は地色の黒を発色させるために、五倍子や矢車などのタンニン剤を緑礬（硫酸第二鉄）で媒染・固着させるか、あるいは鉄分（酸化鉄）を多くふくむ土（黒染土）によって同様の効果を引き出す手法が用いられている。「泥染め」の一種の、黒染土を用いる在来的な染色法が、絹織物の生産領域に浸透していたことが確認できる。

（2）低級絹織物の染色法と藍染め

黒八丈は関東地方なかでも武州多摩郡五日市周辺の特産的な低級絹織物であり、羽織地や襟地・袖口地などに用いられた。本項では紺を基調色とした絹織物の品質と染色法が幕末期に大きく変化していた実態を探る。事例として、日本有数の絹織物産地・桐生で行われていた御召縮緬（着尺地）と博多織（女帯地）の紺染法に注目する。

次の史料三点は、『桐生織物史』（1936年）が収録する幕末維新期の紺染法の記録である。綿糸洋番手および業界用語の「染賃」（染割）を史料上の記載を除き、数字表記とした。

《史料1-4》

〔御召縮緬の緯糸の染料〕

- 一 緑礬灸三匁 葉方蘭名 緑 礬（ヒットリオール）
- 一 豊後土生一匁 豊後土（ケレート）

〔御召縮緬の紺染法 十七割ニナル法〕

下藍五割に染め、糸百目紫蘇を二度かけ、但し明礬五匁入 次にヤシヤ一匁入れ、水二匁入れ、鉄漿水一匁入れ 渋酒杯に壺杯入れ、粘土十匁入れ、水二匁入れ、直様しぼり干し用ふ

（関口家文書「三島俊良による染法の伝授書 文久三年」）(7)

《史料1-5》

〔紺 染 方〕

糸百匁ニ付 紺粉七分 紅粉七分 下十割 地染 ふし四十匁 出し金八合
横糸葉張法 豊後土百匁 緑礬百匁
同 染 方 矢砂にてにつけ、出しがねにて染めすすゝぎ候

（「新井喜左衛門手帖 元治二年乙丑春」）(8)

《史料1-6》

〔九寸博多帯地〕

立 糸	横 糸
銀貳匁貳分 練賃	同四匁八分 煮付黒染賃 四割
同七拾五匁 上紺二十五割	同五匁 生黒炭粉五百目

〔御召縮緬〕

立 糸	横 糸
銀貳匁 練賃	同拾九匁 染賃 四割
同四拾五匁 染賃	同 八匁 炭粉八百目

〔東御召縮緬〕

立 糸	横 糸
銀 六匁 練賃	同參拾六匁 四十式壺玉 下より賃
同八拾貳匁五分 拾五割	同百貳拾匁 染賃ふしこん手間共五割

（「桐生織物生産費調査表 文久三年 明治元年」）(9)

史料1-4は、染土（染色用の鉄泥土）とみられる「豊後土」の鉄分を緑礬で媒染・固着する染法を記録した、蘭学者による伝授書の一部である。御召縮緬の緯糸の藍染めを省く簡易染法であり、低価格品に応用したものとみられる。後段の「紺染法 十七割ニナル法」の「十七割」とはヤシヤ（矢砂／矢車）、鉄漿、渋、粘土など各種染草を用いた染色費用の総額を示し、絹糸の紺染法としては藍染めの染色度が著しく低い。「下藍五割」とは下染用の藍染め賃（藍下染賃）が「五割」すなわち糸百匁当たり銀五匁を意味する。慶応期の前橋藩領の紺屋仲間の染賃相場(10)によると、浅黄色の染賃（絹糸）が10～13割程度であったので、5割は浅黄色よりも薄い「かめのぞき」のような、藍染め回数（糸を藍液に浸染する回数）が少ない極薄色の染賃となろう。ちなみに文久～慶応期の絹糸並紺（花色）の染賃相場は30割であった(11)。したがって、染賃の総額「十七割」（糸百匁当たり銀十七匁）は、それがたとえ藍下のみで染賃であっても絹糸の染色度は濃い浅黄色水準となる。

史料1-5は品名未記載だが、これも御召縮緬の染法であろう。「下十割 地染」が経および緯地糸（絹糸）の藍下染賃が10割（染色度は浅黄色）を意味する。この藍下に、「ふし」（五倍子）と「出し金」（鉄漿）で紺鉄系ないし黒味がかかった色合いにしたのち、日本に輸入されて間もない最新の化学染料であった紺粉（塩基性色素のアニリンブラウ）と紫粉（同メチルバイオレット）を上掛けし青味付けしたとみられる。緯糸（絹糸）は染土の鉄分を緑礬で固着し、矢砂（タンニン）煮付け後に鉄漿を上掛けする。蕨粉による絹増量法が併用される、藍下省略の煮付黒染めである。

そして、経・緯糸それぞれの染色内容がはっきりとなるのが史料1-6である。九寸博多帯地と御召縮緬については経糸（絹糸）により多く染賃が振り向けられ、前者の「上紺二十五割」は花色以上の比較的十分な紺色であったろう。とはいえ、緯糸には「煮付黒染賃 四割」との注記があるので、五倍子や矢砂で黒色に煮付けるタンニン増量法である。比較的上質な藍染めの経糸に対し、藍下省略の煮付黒染めと蕨粉糊入りがセットの緯糸は絹増量目的が明白である。御召縮緬の緯糸にも煮付黒染めと蕨粉による澱粉増量法が併用され、藍下は省かれている。経糸の染色度は薄花色水準とみられる。三つ目の東御召縮緬（絹綿交織、着尺地）は、絹糸代用の輸入綿糸（洋40番手、イギリス糸）をタンニン剤で煮て鉄漿を上掛けする「ふしこん」（ふし紺）を用いている。経絹糸も藍下染賃が「拾五割」（濃い浅黄色）なので、同様の染法で黒系の色味補強が行われたとみられる。

以上の事例から、染色費支出において藍を節約し、とりわけ緯糸への藍染めを極力省く偽紺が採用されていたことが確認できる。それは、染色費用を削減し原料糸の質を落として上級品種の御召縮緬や博多帯地の低価格化をねらうものであった。なかでも、幕末開港後に輸入綿糸を用いて純絹製の御召縮緬の低価格代用品として開発された東御召縮緬は、緯糸（綿糸）の藍下が省略された。

さらに女性用の、経糸（諸撚糸）が上紺仕込みの九寸博多帯地も緯絹糸が煮付黒染めであった。御召縮緬と同様に、緯糸に増量目的の黒染めや鉄漿を上掛けして黒ないし茶褐色に補色するふし紺が用いられた。藍下省略のふし紺はタンニン剤も減らされ、濃い目の鉄漿掛けが行われたろう。この染法はフシ紺を劣化させたもので、「掛け紺」とも呼ばれた。掛け紺もフシ紺とおなじく、当初は正紺物の中・下等品用の補正的な染法であったとみられるが、ふし紺や掛け紺はもはや在来紺染法を完全に逸脱する偽紺の補色染法となる。藍の費用負担を顕在化する低価格化＝低品質化は、絹増量法を併用する煮付黒染めを流行らせながら、絹織物の緯糸を黒味がかかった色合いに変えていったのである。

（3）低品質化と補色染法

今井清見『米沢織物同業組合史』（1940年）によると、羽前米沢産の絹織物（糸織や帯地、襟地）に「黒染又は黒糸染」と呼ばれた「黒緯」がはじめて用いられたのは文化末年であった(12)。けれど

もそれ以前の米沢藩政史料（御触書）に、「近年あしき黒染を仕出し」（文化五年正月）や「織物始根緒類ニ至迄、諸色染エ糸目方を附益候ため、色々薬味を相用候故」（同七年十二月）との文言が登場するので、問題状況の発生はもっと早い文化初年に遡れよう(13)。藩当局が問題視したのは、「豎糸目軽いたし」、「糸目方を附益」（糸目増量）する「あしき黒染」などの、すでに十九世紀初頭に羽前米沢で生じていた絹糸の低品質化（片撚糸や夏蚕糸の使用）に起因する補色染法であった。

当時、緯絹糸を早練りし漆葉で煮詰めたものに、不純酢酸鉄（鉄漿）もしくは酸化鉄を含有する泥土に矢車、漆葉、五倍子などを混ぜこんだ「鉄泥」をかけて黒を発色させたようである(14)。この黒染法は糸質を害し腐敗させるので明治期になると禁止されるが、絹増量効果があるので節糸織にさかんに応用されていく。劣等絹糸（玉糸）遣いの節糸織は、糸織（上級絹）の下級代用品として幕末維新期に需要が高まる当時の新製品＝低価格品であった。藍染めについては、「明治維新前に於ける米沢の節糸織は純粹の正紺であった」が、「又『鉄み紺』とて始めは藍にて浅黄に染め、次に夜叉五倍子、終わりに藍を用ゆる法は維新後も行はれ染色堅牢其声価を高めた」という(15)。

しかし、正紺は染賃が高く染色に十日間も要するので織物業者（機屋）が敬遠し、節糸織の「絹糸をまず花色に染め、是に蘇芳をかけ夜叉五倍子を施し、薄き不純酢酸鉄を上かけする上州伝の染色法が明治六七年度の頃より盛んに流行した」（16）という。しかも、この染法には化学染料の紅粉を最後に上掛けする別法が加わる。とすると、「上州伝の染色法」とは正紺用であったのか否か。ここでは、ひとまず米沢流の正紺には藍染め比率が高いもの（「純粹の正紺」）に加え、「鉄み紺（挟み紺）」（藍下（浅黄色）⇒夜叉（矢車）・五倍子（黒染め）⇒藍上掛け）が用いられたと理解しておく。そのうえで、挟み紺の藍上掛けを省略する染法でも藍下の藍染め比率が相対的に高ければ正紺とみなす。偽紺には藍下の染賃を浅黄色以下に削減させる簡易染法と、藍を用いない煮付黒染めやふし紺などの早染法が該当しよう。これらには品質劣等の緯糸を粉飾する絹増量法が併用された。

補色染法の煮付黒染めやふし紺が米沢以外の絹織物産地にも拡散していた動きは、信州上田と武州八王子の事例で確認できる。嘉永二年（1849）、上田藩は特産物・上田縞（絹縞）の緯糸への蕨粉糊付けや強練の糸を禁止する藩令を出し、その翌年に上田城下の町方買次（絹紬商人）が、以下に示す絹製造に関する協定（禁止事項の確認）を申し合わせている。糸目を軽くする片撚糸や夏蚕糸の使用禁止(17)とともに、紺屋や機屋などの生産者に向けて、藩専売品の名を汚すような煮付黒染めや糸目増量、そして薬味を使用する低価格品ないし粗製品の生産防止をうながしたものとみられる。

《史料1-7》 太字は筆者（引用者）による。括弧内は禁止事項についての同補注。

- 一 高はたにて上田縞織事（高機で上田縞を織らない〔地機を使う〕）
- 一 つよきあくにてはやねりの事（強い灰汁を用いて早練りをしない）
- 一 **わらびこくずのりを入候事**（蕨粉や葛糊を用いて絹増量しない〔糊入れしない〕）
- 一 染がなすすがざる事（染めた総糸を水洗いする）
- 一 **かけこんそめの事**（掛け紺染めをしない）
- 一 くぬぎ紫山うるしにて茶染出候事（櫨や山漆を用いて茶染めをしない）
- 一 **はやそめのこあずきにてねづそめいだし事**（早染粉や小豆を用いて鼠染めをしない）
- 一 **あい下地なく黒染の事**（藍下を省く黒染めをしない）
- 一 **につけそめいたし候事**（煮付染めをしない〔絹増量しない〕）
- 一 **石ばいあく類用ひ候事**（石灰の灰汁を使わない）

（上田城下・町方買次「（嘉永三年五月）上田縞実用製しかた」）(18)

申し合わせは、十項目におよんでいる。染色の準備作業である絹糸の精練をふくめると、九つまでが染色作業にかかわる禁則（太字）であった。なかでも注目しておきたいのは、「かけこんそめ」と「につけそめ」である。「かけこんそめ」（掛け紺染め）は鉄漿掛けのふし紺を、「につけそめ」はタンニン剤（五倍子）による煮付（黒）染めを意味するとみられる。両者は類似し、信州上田でも黒緯すなわち絹緯糸に藍染めをほどこさない偽紺が広まっていた証拠となる。前者（掛け紺）は在来紺染法のフシ紺をタンニン剤の質を落とし鉄漿掛けで埋め合わせる方法もしくは鉄漿掛けのみに簡易化したものであったろう。薄紺補色法のフシ紺を劣化させ、浅黄色程度の藍染めをも省略する簡略粗製の黒染法に貶めている可能性が否めない。後者の煮付染めは絹増量目的の黒緯用であった。

藍染めについては、アルカリ性の強い石灰を用いて藍建ての還元速度を高める染法が行われていた可能性がうかがえよう。糸練りについても、木灰ではなく石灰の灰汁を使う早練りが行われていたようだ。そして、五倍子や澱粉（蕨粉・葛粉）による絹増量法とあいまって、山漆・小豆を用いる茶染めや「早染粉」によるものなど、染色の手間と費用を省く「色々薬味相用」いる早染法が流布していたことになる。これらは嘉永期よりも前、文政末ないし天保期に上州の桐生周辺から伝わった染法ではなかったろうか。藩専売制の間隙をかいくぐって、あるいは藩領外から上田城下に持ち込まれる絹縞や紬の低価格品に、こうした補色染法が応用されていたとみられる。

武州八王子においては、文政末年にかけて「近年者粘入候代品物多分出来、上州織物同様ニ相成申候」となり、江戸呉服問屋仲間から「猥ニのりヲ用ひ候品」「粘入候品」に対する苦情がたびたび出されていた気配がある(19)。八王子縞買仲間は江戸との関係調整を図るべく、天保期に「植田絹太織縞八丈類粘入候品決而買入申間敷候」との議定を地元農村の織屋衆中に通達する。主要製品の植田縞（八王子上田）、太織縞、川和縞、黒八丈などに煮付染めが浸透し、蕨粉や芋粉による糊入れ（絹増量）の下等品生産が八王子宿周辺の農村地域で増加していたからであった。江戸市中のみならず地方市場においても低価格品の引き合いが増加し、絹増量の煮付染めが広がった状況がうかがえよう。

十九世紀前半、関東地方における阿波藍の販路が変動し、なかでも主要な販売市場であった信州の小県地方（上田）や佐久地方（小諸）の紺屋業者に大きな変化が生じていた（天野1986）。とりわけ、嘉永～安政期になると「上田表紺屋方染代之儀、その時々稔と取究有之处、動仲間議定ニ相洩、一人自己之染方等致候仁も粗有之趣」（嘉永四年）(20)となった。また、「小諸表近来新紺屋も多分自然糶染等いたし、風儀不宜旨」（安政三年）(21)となり、新規開業の紺屋が仲間規定にもとづかない糶染めを行うようになった。阿波藍商が藍玉販売の特権（売場株）をもつ地域のなかに、「乱染等致候者有之」（安政五年）や「安染致候仁有之」（同六年）の動きが生まれ、「紺屋仲間染値段追々相乱候」のゆゆしき事態となったのである(22)。糶染めや「乱染」をする、仲間外の業者（アウトサイダー）とみられる「新紺屋」が、上記の上田縞に関する禁止項目（嘉永三年）が暗示する「一人自己之染方」や「安染」を行い、藍を節約する補色染法に従事していた実態が浮上する。

阿波藍商や藩専売制からみて自己流かつ不当な染法でも、商機を生む低価格化の基本戦略は糸質を落とし染色費用を削減することにあつた。この生産対応は低級絹織物のみならず、庶民需要が増大していた木綿の生産領域でも顕著に見出せる。次の史料1－8は、信州諏訪地方の特産品であった小倉織（諏訪小倉）に偽紺（低価格化）に起因する変動が生じていた状況を明示する。

《史料1－8》 太字は筆者（引用者）による。

一 近来紺縞流行致候処、染賃相高、小倉並諏訪平之類自然与仕入高高直ニ相成候ニ付、ふし紺並為粉候色合等染直し本紺に為紛、其外片糸交之小倉等織出し候者之哉趣ニ而、宜敷無之段、江戸表よ

り御沙汰ニ付、此度**為紛候色合**御停止被仰付、右ニ付小倉師並買次・紺屋・糸買次之者相談致・・・〈中略〉・・・此上**ふし紺**者不及申ニ**為紛候色合・片糸紛之小倉**、決而織出し申間敷候・・・〈後略〉

(諏訪小倉師買次仲間「(安政三年)定」)(23)

この地方史料は、江戸木綿問屋仲間と密接な取引関係があった諏訪小倉師買次仲間が安政期に申し合わせた協定文書である。江戸市場向けの小倉織や諏訪平(絹麻交織の袴地)の生産現場で「ふし紺並**為紛候色合**等染直し」が横行し、「本紺」(正紺)を「**為紛**」(偽紛)する搬送品を問題視した「江戸表」(江戸木綿問屋仲間)がそれらの取引停止を指令してきたからであった。けれども江戸表からの苦情は、紺織が流行するなかで江戸内外や地方市場での諏訪小倉の商取引が活発化していた事実を一面で物語る。当該事例は八王子織物とおなじく、「ふし紺」や「**為紛候色合**」の低価格品に、正紺物(上・中等品)を中心とする正規の取引ルートとは別の売れ筋があったことを示唆する。

先染め紺木綿の代表品種・小倉帯地は、絹織物の縮緬(着尺地)や博多織(帯地)とならんで、近世後期に同一製品内の等級別(上-中-下等品)の価格差がもっとも拡大した織物製品であった。価格差の下方への広がり、**「大衆化」**すなわち庶民需要の大きさ(市場規模)を示すメルクマールとなる。参考までに天保末期の上田城下の呉服屋の商品仕入れ値段を示すと、小倉帯地(一筋)の上等品(銀十四匁五分)、中等品(同七匁)、下等品(同四匁)であり、上等品に対して中等品が半額水準、下等品に至っては三割以下であった(24)。中・下等品の差別化が進み、とりわけ下等品の品質劣化(品位低減)が庶民需要を掘り起こすためのトリガーとなっていた実態がうかがえる。

着尺用の紺織が流行れば、帯地の博多織や小倉織の需要も増加する。そのため、普段使いが進み日常品化した木綿製の小倉帯地にあつては、廉価品への庶民需要が江戸市場の内外で拡大していたのである。売れ筋は安物のほうにあり、商機は中よりも下等の偽紺製品にあつた。販路が下方の価格帯に開けていた。下等品の売れ行きが顕著となるなかで、低価格品の引き合いの増加に突き動かされた仲間内の一部の策動、もしくは仲間外からの対抗的かつ積極的な生産対応が生じる。手間のかかる「合糸」(単糸二本を撚り合わせた糸)ではなく通常綿糸の「片糸」(単糸)を用いる工賃削減策とともに、ふし紺などの偽紺染法によって生産価格を一気に押し下げている状況が推察できよう。

そして同様の動きは、もう一つの代表的な先染め紺木綿・青緞の主産地が存在する関東でも出現していた。史料1-9は、武州北埼玉郡における正藍染めの「本場青緞」の生産と商取引をめぐる紺屋および綿買仲間の協定文書(1870年)である。前段に在方紺屋仲間の取り決めを、後段には町方綿買仲間の議定を抜粋した。幕末期の地方織物業界と藍染業界で生じた相応的な変動が、維新直後にふたたび顕在化した事例をみておく。

《史料1-9》 太字は筆者(引用者)による。

再議定証文之事

紺屋渡世稼方之儀ニ付、王政御一新之折柄改テ紺屋株御取極ニ相成・・・〈中略〉・・・近頃仲間之内心得違之族有之**鉄漿掛台不正之染出方**致候偽ニテ、五ヶ町綿買方ニおいて捌方差支之趣相聞、右ハ追々悪風押移候テハ自然衰微之基ニ付、猶今般申合以来**不正稼方**無之様再議定取極左之通

一 織元より**無地紺糸染方**ニ罷越候節、**鉄漿掛ケ**等持参候とも、押切印札之儀猥リニ差出間鋪義ハ先般兼テ取極議定モ有之候処・・・〈後略〉

明治三年閏十月

「羽生組」

議 定

一 是迄本場青縞並地縞共羽生名産ト相唱ひ、然処**鉄漿掛染**多分ニ織出シ売先甚難渋ニ有之候ニ付、紺屋渡世ノ店ト申談事之上以前之通札付ニテ差出候筈取極候間、向後無札之品一切買取申間
鋪事

唯、**あやしき染**へ札付ニテ持出シ候品ハ買取候上、其最寄行事へ相断リ候間、御仲間御作法ニ取計可被成候事・・・〈後 略〉

明治三年閏十月

五ヶ町羽生町縞売行事（二名連名）

紺屋御衆中

（北埼玉郡旧三俣村・梅沢家文書「(明治三年十月)紺屋渡世稼方議定書」(25)

日常的な木綿着物（着尺地、股引地など）や足袋表地用に庶民需要が増大した青縞（織紺）は、関東のなかでは北埼玉地方でさかんに生産され、本場青縞の名称で郡内の羽生・加須・騎西などの縞市（在方市）で活発に取引されていた。しかし同地方においては、明治維新後も「無地紺糸染」（青縞）への「鉄漿掛ケ」が横行する。それは従来の仲間規約に違反する「不正染出方」であり、紺屋の営為としては「不正稼方」であった。遡って幕末の安政期に縞買商人は紺屋と協定を結び、「信認社ト称シ製品ノ改良ヲ促シ、染物業者ニ本場青縞ノ印章ヲ交付シ、染物業者ハ自己ノ印章ト本場青縞ノ印章トヲ紙牌ニ併捺シ、正染ヲ証セシ事」(26)を義務付けたという。けれどもこの（再）議定の文言からは、織元層だけでなく藍染業者の紺屋が「鉄漿掛染」を行う実態が垣間見える。しかも、それは維新以前から出現していた事態であったことが示唆されている。

「鉄漿掛染」は補色染法の掛け紺とみられる。その広がりをも問題視した羽生町の縞買商人仲間は、縞市に出廻る、正藍染めの印章と生産者の名札を付けない「あやしき染」に警戒を怠らないようにと、あらためて注意喚起と警告を内外に表明しなければならなかった。偽紺を暗示する「不正染出方」や「あやしき染め」は幕末期もしくはそれ以前から出没していたとみられ、信州とおなじように北埼玉地方においても藍の変動が生じたのである。

2. 紺色の変動（その1）－揺らぐ正紺－

近代になると木綿業界において藍染めの費用負担が経営問題化する。本章では藍が地方業界の存立基盤を大きく揺さぶるプロセスに注目し、正紺認証をめぐる監督官庁の府県を巻きこんで生じた社会的動揺を考察する。本章以降においても、綿糸洋番手および業界用語の「染賃」（染割）を史料上の記載を除いて数字表記で示した。

（1）泥紺と大和木綿業界

明治前～中期、偽紺に翻弄されるのが大和木綿業界であった。大和木綿の代表品種の一つの紺緋は、薩摩紺の低価格代用品として関西市場を中心とする販路をもっていたが、中・下等品にあっては藍染めの保持がきわめて困難な状況となる。当業界では「泥紺」と呼ばれた偽紺が蔓延する。

泥紺とのせめぎあいを書き記した『大和木綿同組合沿革史』（1898年）は、「明治一二年ノ交マテハ正紺ヲノミ使用シ、其原料ハ阿波ヨリ輸入シ来リシカ同二三年頃ヨリ泥紺ヲ以テ不正ノ染色ヲ為シ、八九年ヨリ十二三年ニ至リテ弥々益々甚タシク、正紺ハ殆ント跡ヲ止メサラムトセリ」(27)と記す。明治前期の大和木綿業界で正紺を駆逐するほどに広まる泥紺は、おもに黒系の植物染料（タンニン剤）を丹礬（硫酸銅）または緑礬（酸化第二鉄）などの金属塩を用いて媒染し黒ないし黒褐色に発色

させ、これに化学染料を上掛けするものであった。俗称的な染法名に「泥」の文字があるのは、おそらくは媒染剤の丹礬や維新後に多用されるログウッドエキスが泥状（粉状）であったゆえと思われる。丹礬を用いる泥紺は近代期に輸入植物染料のログウッドと劇薬の媒染剤・重クロム酸カリとの併用で勢いを増すが、維新前から大和地方で採取できる植物染料も使って種々行われていた。

幕末の安政期には、「フラクシヨ」という地方産の木皮を丹礬で媒染する簡易染法が行われたようである。その後、これに丹殻（赤茶系植物染料）とみられる「紅樹皮」（ひるぎ、めひるぎ）の煮汁を上掛けし、慶応期には五倍子を丹礬で黒青く発色させたものに石灰と明礬を加え、化学染料の紫粉を上掛けしたという(28)。すでに維新以前に、「今（明治十五年—引用者）ヲ距ル二十ヶ年前、フシ紺ノ衰ヘシト染代ノ高貴トニヨリ専ラ紅樹皮（泥紺ヲ総称ス）ヲ以テ紺色ヲ裝飾セシ」状況(29)となり、フシ紺に代わる偽紺染法として丹殻と丹礬を併用する泥紺が広がったとみられる。

これらは、藍の下染用に地方産の木皮や丹殻などの植物染料を緑礬や丹礬で媒染・発色させるか、あるいはこの浸出液に石灰水を加えて茶褐色を引出していたものが、単独的に使用される染法であった。要は在来紺染法が藍染め（藍下または藍上掛け）を省かれて劣化したものであるが、大和木綿では黒青味を引き出すべく丹礬を多用したのが特徴といえよう。大和木綿に拡大した泥紺については、明治二十七年（1894）になって奈良県令による廃止が業界に言い渡される。次の史料2-1は、その時の大和木綿業組合取締規則に明記された染色に関する禁止項目である。藍を省くために使用された染料と媒染剤があきらかとなる。

《史料2-1》

奈良県令第六十三号 大和木綿業組合取締規則 明治二十八年二月一日追加改正施行(30)

第二十六条 左記ノ染色又ハ染料ヲ使用スルコトヲ得ス

- 一 泥紺ト称スルハ硫酸銅（一名タンバン）重クロム酸加里（俗「コロムサン」ト云）ログンドエキス、ミャウバン、ノ四種ノ化合物又ハ之ニ薬品ヲ用ユルコト
- 二 紺染ニハ硫酸銅（一名タンバン）重クロム酸加里（俗「コロムサン」ト云）ヲ用ユルコト
- 三 赤染ノ染料ニ緋粉（一名スカレット）ヲ用ユルコト
- 四 黄色ハ礬金粉（クルクマ）ヲ用ユルコト

《史料2-2》

大和木綿業連合組合取締所規約 明治二十七年十一月(31)

第七条 色木綿ハ正紺並紺及交色木綿ノ三種トス

- 一 正紺木綿トハ紺緋、白緋、白臈緋、ボンデン緋、納戸工夫緋、紺工夫緋、納戸緋、紺無地、紺縞トス
- 二 並紺木綿トハ薄無地、紺無地、紺縞トス
- 三 前項ノ外総テ交色木綿トス

偽紺染法の一つとして考案され、明治十～二十年代にもっとも拡散した泥紺は、「硫酸銅（タンバン）」（丹礬）と「重クロム酸加里（コロムサン）」（重クロム酸カリ）・「ログンドエキス」（ログウッドエキス）・「ミャウバン」（明礬）を合わせるものであった。とりわけ、紺染め用に丹礬と重クロム酸カリがさかんに用いられた。黒染め用の植物染料ログウッドエキスが輸入されると、その媒染・発色剤としての重クロム酸カリが注目され、紺染めと黒染めの双方においてこの二つの染料・媒染剤が

セットで多用されていく。ログウッドエキスはアルミナ媒染により暗紫色、クロム媒染により黒青色、鉄媒染により黒灰色、銅媒染により暗緑色が得られるため、絹や毛にとどまらず木綿にも応用されていった。

泥紺禁止の指令とあいまって、県当局の監督・指導により泥紺取締のために設置された大和木綿業連合組合取締所は、多様な製品を擁した大和木綿（白木綿をのぞく「色木綿」）を、「正紺木綿」・「並紺木綿」・「交色木綿」の三種類に区分した（史料2-2）。正紺木綿は紺緋や納戸紺、紺縞などの藍染めを用いる正紺物を、並紺木綿は藍を省く偽紺物を、そして交色木綿については藍をまったく用いない色物製品を意味する。とはいえ、藍を用いない偽紺製品については「交色」ではなく「並紺」にふくめるので、三者の関係は明確ではない。しかも、「並紺」は偽紺を許容するので正紺放棄とも読めなくはない。泥紺厳禁が趣旨であるが、主要製品の紺緋には正紺を推奨し、紺無地や紺縞については泥紺以外の偽紺染法もいたしかたない、ということであったのか。あるいは、上等品は正紺を志向し、中・下等品については泥紺を除く偽紺で対応せざるをえない、という奈良県当局と大和木綿業組合との暫定的な合意ないし状況判断を垣間見ることができる。

泥紺廃止令の約十年後、大和木綿業連合組合（県規則による準則組合の連合組織）は明治三十八年（1905）に業界統制力のより強い大和木綿同業組合（国規則・重要物産同業組合法にもとづく）に改組され、その染色規定に「紺色ハ藍ヲ以テ染メ上グルモノトス」という正藍保持の理念をあらためて掲げる（史料2-3）。紺色は基本的に藍染めによるものとし、紺色に藍以外の染料を使用する場合は組合選定の染料を使用するか、それ以外の染料を使用する際にはあらかじめ染色法を組合に届けて認可を受けなければならないとした。

《史料2-3》

大和木綿同業組合定款 明治四十三年四月七日改正(32)

第八十八条 大和木綿ノ染色ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 紺色ハ藍ヲ以テ染メ上グルモノトス
- 二 紺色ニ藍以外ノ染料ヲ使用スル場合ハ色物部ニ於テ撰定公示スル染料ニ限ル
- 三 紺色中緋木綿原料ニ限り色物部ヨリ配布セル見本以上ノ藍染ヲ為シタル後ニアラサレハ他ノ染料ヲ使用スルコトヲ得ス

本条各号以外ノ染料ヲ以テ紺色ヲ染メ上ケントスルトキハ染色法ヲ詳記シ見本ヲ添ヘ組長ノ認可ヲ受クヘシ

（2）中・下等品の生産と正紺認証の揺らぎ

正紺保持と泥紺以外の偽紺の許容。そうであれば、泥紺廃止を決議した大和木綿業連合組合がそのいっぽうで堅持しようとした「正紺（木綿）」の中味（藍染めの染色度）はいかなるものであったか。「並紺」との異同において、県規則にもとづく同連合組合が自己認証した「正紺」とはどのようなものなのか。なお、泥紺廃止令の後も、泥紺が後を絶つことはなかった。

そもそも、大和木綿の泥紺問題が監督官庁の勸業政策の俎上に乗るのは、取締規則が発布される十数年前に開催された大阪府勸業課主催の勸業例会と大和飛白共進会集談会であった。まず、明治十五年（1882）六月の勸業例会（府勸業課と民間人の勸業世話役との集談会）で発議された大和飛白共進会が、翌年の十月に大阪府高市郡今井町（現、奈良県）の称念寺で開催された。粗製に流れる大和木綿の声価を挽回するべく、府勸業政策の具体的支援と助成を得て、出品物の審査・講評と褒賞授与を

実施する織物共進会が十日間にわたって盛大に催される。三九〇名が九四一点を出品し、そのうちの
一五三名に褒賞が授与された(33)。そして共進会に続いて開催されたのが、県勸業課と織物業界の関
係者(仲買商人、機業者)との集談会であった。大和木綿の「粗製濫造」問題の中核をなす泥紺への
対応策が官民同席して議論され、泥紺の廃止が決議されている(史料2-4、前段)。

《史料2-4》 太字は筆者(引用者)による

大和飛白集談会決議 明治十五年十月七日(34)

染法ヲ改良スヘキ方案

第一説 検査法ヲ設ケ正否ヲ鑿別シテ其品類ニ從ヒ印紙ヲ貼用ス(否決)

第二説 生紺ノ泥紺即匹物ヲ除キ反物ノ泥紺ハ之レヲ廢ス(可決)

製品ニ製造票ヲ付スル件

正紺ニハ白糸ヲ織付ヲナシ国郡村姓名ヲ列記シ印章ヲ押捺ス

物品検査法

織商染商ト契約シ地糸百目ニ拾錢以下、飛白糸百目ニ付廿錢以下ノモノヲ製出セサルコト、之
ヲ犯スモノハ違約金ヲ徴収シ木綿商ハ其製品ヲ検査シ検印ヲ押捺ス

大和飛白集談会記事 明治十五年十月六日(35)

泥紺ヲ用ユルモノ甚ダ多キヲ以テ一時ニ之ヲ制止スルハ勢ヒ難キコト信ス、故ニ先ス甚シキモノ乃
チ舶来染色ヲ用ユルモノヲ第一着ニ矯正シ、漸次泥紺ニ及ホスヲ可トス

正紺ノ染代ハ三拾錢已上ヲ要シ生紺ノ泥紺ハ拾八九錢ヲ要ス、其品ノ不良ナルニ比シテハ染代却テ
高シ

織屋ノ取締人ト紺屋ノ取締人ト契約ヲナシ拾錢已下ノモノ製出セサル様定置キ、若シ之ヲ犯スモノ
ハ違約金ヲ取立ツルコトトシ

下等ニ至テハ七八錢染ノモノアリ故ニ拾錢以上ノ區別ヲ立タリ、尤飛白糸ハ拾錢ニテハ染マラス必
ス式拾錢ヲ要ス、由テ地糸百目ニ付拾錢染メ飛白糸百目ニ付式拾錢已上ト區別ヲ立テン

明治十五年(1882)の時点で泥紺禁止の対象となったのは、後処理(光沢付け)の蠟引きをほどこ
す「生紺」の反物であった。生紺とは織り上げたままの生機で取引される未整理の織物製品のこと。
つまり、販売後に整理加工の蠟引きにより表面上の体裁がとり繕われるので、生産者としては染色不
良の製品(生紺)でも泥紺の効用を見出していたことになる。それだけに、集談会で泥紺廃止が可決
されたとはいえ、業界内部では泥紺廃止と正紺証紙の貼付に根強い抵抗が渦巻いた。

集談会の議論で注目されるのは、生産者が織物商や染色業者と契約して「地糸百目ニ拾錢以下、飛白
糸百目ニ付廿錢以下ノモノヲ製出セサルコト」とした点にある。正紺の定義に関し、紺緋の地糸百匁に
つき十錢すなわち染賃6割以上、飛白糸同二十錢すなわち同12割以上の藍染めの染色度を保持するもの
を正紺とみなす認識を具体的に示したのである。この基準以上の染色度を保持する製品に白糸の織付け
とともに、生産地名および生産者名を明記したものを正紺物と認定する製品検査の基本方針であった。

集談会で表明されたのは、正紺とみなせるのは綿糸百匁当たりの染価三十錢(染賃18割)以上の製
品であり、泥紺が多用されるのは同染価二十錢(12割)以下であるとの認識であった。なかには、十
錢(6割)以下や、甚だしいものでは七~八錢(4~5割)の低水準で生産されているとの指摘が出さ
れた(史料2-3、後段)。この所見に従うと、正紺は染価三十錢(18割)以上の製品であり、少な

くとも飛白糸に染価二十銭（12割）以上を費やすものとなる。大和木綿の正紺は染賃12～18割のあいだに存在した。したがって、集談会が決議した正紺認証（染価地糸十銭、飛白糸二十銭）は当時の実情に即して20～30%程度、生産者寄りに下方修正したものであった。低価格品の生産に参入する織物業者が多かっただけに、成り行き上、現実的な状況認識であったといえよう。

なお、この認証基準（集談会決議）は翌年の明治十六年十月に地糸十五銭（9割）、飛白糸二十五銭（15割）に値上げ改正された（史料2－5）。ただし、木綿商仲間の規約に盛り込まれた新基準には「反物上等」の染賃を地糸三十銭（18割）および飛白糸五十銭（30割）と明記され、正紺物を上等品と中・下等品の二つに区別する、商人サイドの認識が示されることになった。この認識が、後年の「正紺」と「並紺」という区分の端緒となる。そして、同十七年三月には地糸十二銭（7割5分）／同上等品二十五銭（15割）、飛白糸二十銭（12割）／同上等品四十銭（24割）へと変更された。この度重なる変更は、業界内で藍染め費用の上昇をできるだけ抑え込みたい生産者側の志向が根強いものであったことを示唆するとともに、取引上の観点から正紺を二等級に品質区分する認証方法が示された点は注目に値する。

《史料2－5》 太字は筆者（引用者）による。

木綿商仲間規約書 明治十六年十月一日(36)

第四章 製品検査法

第四十三条 生紺飛白及工夫飛白中飛白ト称スルモノ、色糸筋入ニ不拘総テ**泥紺洋紺早靛等ハ一切厳禁ス**

第四十四条 **正紺**ト称スルモノ染代少ナクモ糸百目ニ付飛白地糸及縞地糸ハ**金拾五銭**、飛白糸ハ**金貳拾五銭**、反物上等ノ飛白地糸ハ**金三拾銭**、飛白糸ハ**金五拾銭**、各其ノ以上トス但シ藍玉ノ価格昇降ニ随ヒ本条染代増減スヘシ

3. 紺色の変動（その2）－正紺の保持と放棄－

同時代人による正紺認証の実態をさらに探るため、機業経営の事例をもとに藍染糸の染色度の変動を費用の観点から検証し、当該期に生じた紺色変動の具体的様相をあきらかにしてみよう。

（1）正紺の保持－経営事例の考察（所沢飛白）－

正紺保持の事例として注目するのは、明治十年代前半の所沢飛白（別名、武蔵紺）である。関東を代表する木綿紺紺（着尺地）に用いられた藍染糸の染色度はどのようなようであったか。

関東をふくむ東日本の紺紺の主産地は現・埼玉県の所沢地方と東京都村山地方の、狭山丘陵をとりまく地域であった。この地域では、近世後期なかでも幕末期から明治期に木綿紺紺の生産が顕著に増加する。薩摩紺や久留米紺の低価格代用品として関西・西日本市場で抬頭した大和木綿に対し、関東・東日本市場に販路を拡大した紺紺が所沢飛白であった。大和木綿と同様に、明治期になると所沢飛白も正紺規定を同業組合規約に掲げ、正藍墨守を標榜する紺紺産地として抬頭する。狭山丘陵の内外で多数の紺屋が営業し、周辺の村々では藍葉の生産も行われた(37)。

検証に用いる史料は、産地の一角をなす武州入間郡久米村（現、所沢市久米）で機屋を営む平塚家が紺屋に支払った藍染め代金を記録した染糸通帳である。同家は織子に年季奉公の若年女性三～四名を雇用し、年間百三十反程度の紺紺を生産した。小規模な機屋の多くがそうであったように、綿糸は所沢町の定期市で織物買継商や糸商から購入し、生産物の紺紺は買継商や坪廻りの仲買人などに販売

された(38)。紺緋の製織のために平塚家は近在の紺屋に綿糸の染色を頻繁に依頼し、その都度、紺屋は綿糸の種類と数量に応じた染賃を記録した。日付の後には、染代(銀匁)、染賃(綿糸一貫二百匁当たり、染色目安値=染割)、綿糸の名称(種類)と番手、糸数量が記帳され、「丸合」マーク(ハンコ)の押印により染糸の出入りと代金授受の確認が行われた形跡が残る。

通帳上の費用計算は銀匁表示であるが、取引タームごとの代金決算と支払いは円(銭厘)であった。注目したいのは、染糸の染色度を示唆する染賃の記載である。藍染めの実態をうかがえる重要な指標となり、藍染糸の染色度をより具体的に類推しうる目安となる。以下、前段の「記」が地糸に関するもの(一部、飛白糸の記載あり)であり、後段の「緋記」は飛白糸の記録である。染賃は取引タームの最初一〜二週間は確認できるが、その後は記載されなくなる。染賃が明記されていない場合については、染代から綿糸数量をもとに換算した染賃(割)を筆者補注として数字表記で示した。

《史料3-1(抜粋)》

染賃は太字にした。

所沢飛白の染糸出入りと染賃	紺屋善治郎(久米村)	【筆者補注】
記		[染賃(割)]
丑十一月十七日		
一 銀八拾匁	八十	唐十六入 壺束
		【6割7分】
同 廿三日		
一 同八拾一匁	百三十五	東十五 六十本
		【11割3分】
十二月十四日		
一 同八拾匁	八十	唐十六入 壺束
		【6割7分】
十二月廿五日		
一 同六拾七匁五分	東十五	五十本 百三十五
		【11割3分】
寅 一月二日		
金五円也	受 取	
丑十二月廿七日分		
一 同六拾七匁五分	東十五	五十本 百三十五染
		【11割3分】
寅 一月三日		
一 二拾四匁七分五厘	緋百六十五目	【15割】
同 七日		
一 同七拾四匁二分五厘	東十五	五十五本 百三十五
		【11割3分】
同		
一 同百四拾壺匁七分五厘	東十五	百五本 百三十五
		【11割3分】
同 十日		
一 同八拾匁	唐十六入	壺束
		【6割7分】
同		
一 金六拾銭	唐廿入	八十本
		【10割】
	〈中 略〉	
緋 記		
丑十一月廿日		
一 銀八匁二分五厘	緋五十五目	十五割
		【15割】

同廿五日				
一 同十四匁一分	同四十四匁	十五		【15割】
同廿七日				
一 同八匁二分五厘	同五十五匁	十五		【15割】
十一月三十日				
一 銀貳拾壹匁	同百四十目	十五		【15割】
			〈中 略〉	

寅三月廿六日				
金拾円也	請 取			
同廿三日				
一 四拾匁八分	貳百五十五目			【16割】
四月一日				
一 貳拾匁八分	百三十目			【16割】
同二日				
一 貳拾七匁貳分	百七十目			【16割】
同廿一日				
一 五拾五匁貳分	三百四十五目			【16割】
			〈以下、略〉	

(入間郡旧久米村・平塚家文書『明治十年十一月吉日 染物之通』(39))

平塚家は、唐糸（輸入紡績糸、機械製、おもにイギリス製で「(西) 洋糸」とも呼ばれた）と和糸（国産の在来綿糸、手紡糸、おもに関東地方産）の二種類の綿糸を使用していた。明治十年十一月中旬から翌年の八月末までの約九ヶ月半の記帳期間に用いられていたのは、「唐十六入」（洋16番手）および「唐廿入」（洋20番手）と、和糸の「十五」（和番手十五糸）であった。以下、唐糸を「洋糸」と呼ぶが、洋糸は取引上の数量単位「壹束」（4.5キログラム＝綿糸一貫二百匁）が洋番手数×10総を意味し、洋16番手であれば160総（洋総160本）となる。最初の記載日十一月十七日の染賃「八十」が洋総160本の染代として銀八十匁（円換算＝一円三十三銭）が支払われたことを示している。この場合の染賃（綿糸一貫二百匁の染割）は6割7分となる。綿糸百匁換算で銀六匁七分の染価を意味する。

二番目に記載された同月二十三日の和糸「東十五」は、綿糸銘柄「東」（武州北足立ないし北埼玉地方産）の和番手「十五糸」を意味する。そして、それにつづく「百三十五」が染賃である。翌年の二月廿七日には「百三十五染」の表記が使われている。和総百本（一束（把）、綿糸一貫二百匁）当たりの基準数量で銀百三十五匁（円換算＝二円二十五銭）の染色水準であったことを示し、11割3分の染割となる。染賃が明記されるケースは取引タームの開始期であるので、糸質が異なる和洋綿糸の染色度を示し、受・発注者相互の当初的な染度確認の目安にしたものと考えられる。

いっぽう、別立て（後段）の「緋記」をみると、最初の「十一月廿日 一 銀八匁二分五厘 緋五十五目 十五割」のように、染代につづく項目は飛白糸の数量（緋五十五匁）と染割（十五割）の二点となる。手縛りで緋括りされた飛白糸は洋糸と和糸の両方であったと推測されるが、糸の種類や組合せの内訳は明記されずに「緋」と一括りにされて、地糸よりも高い染賃が示されている。実際、飛白糸用の和洋綿糸がいっしょに緋縛りされて棒状の糸束となり、その状態のまま藍液のなかに浸されたからであろう。染賃「十五割」は花色以上の藍色水準に相当する染色度であったとみられる。そし

て、明治十年中は「十五」であった染割は翌年には「十六」に上昇し八月末日まで継続するので、飛白糸については正紺として十分な染色度が保持されていたものと推察できる。

したがって、平塚家は紺絣用綿糸の藍染めをめぐる、経糸用の洋糸よりも緯糸用の和糸のほうに、そして地糸よりも飛白糸に染賃をより多く振り向けていたことが判明する。おそらく地糸については、11割3分の和糸が花色水準の色合いであったのに対し、洋糸の6割7分（16番手）が濃い浅黄色で10割（20番手）は花色に近いものではなかったろうか。これらの染色度は、同時期にあたる泥紺拡大当初の大和木綿の正紺定義（地糸6割、飛白糸12割）に近似するのでやや低めの印象を否めないが、飛白糸のほうが比較的高い15～16割の水準なので正紺保持の意識を察知できよう。

なお、和糸の十五糸は洋12番手に相当し、洋糸16番手よりも太い綿糸であった。しかも手紡糸のため、不均質で撚りの甘い綿糸であった。平塚家はこの甘撚りの太糸に比較的十分な藍染めをほどこし、細めの均質平滑な機械紡績製の洋糸には藍を節約していたことになる。甘撚りの太い在来綿糸により多く藍を吸収させ、逆に藍の浸透力が小さい、藍を十分に染着させるには費用負担が大きくなる洋糸に対し藍を節約する方針がうかがえる。糸質が異なる和洋綿糸の染色度を同一とせず、経費がかさむ洋糸の藍染め費用を節減したとみられる。正紺指向が強かった紺絣生産において洋糸の経糸使用が藍節約法の藍下を必要としたといえよう。経飛白糸に使用して正紺水準を保つには、藍下の染色度と上染め用の染料選択がとて重要となったにちがいない。

そして飛白糸のみならず、地糸に染色度の異なる染糸が使用されていたとすれば、平塚家では藍下染糸をみずから何らかの方法で補色ないし色味補正していたことになる。糸量を減じて低価格化し、「擬薩摩」の異名をもつ所沢飛白では染色面の大幅な手加減がしにくかったろう。木綿紺絣ならではの正紺を損なわない範囲で染色度の低い洋糸に対する補色調整に腐心したはずである。おそらく、史料1-2でとりあげた第一回内国勸業博覧会の出品物（入間郡山口村産の紺絣）とおなじような、在来紺染法のフシ紺に蘇芳、玉葱、明礬などを加える上染め補正を工夫していたと推察される(40)。

（2）正紺の放棄—経営事例の考察（東京二子）—

正紺放棄の事例として、当該期に流行木綿の先頭を走った東京二子（小倉織）をとりあげる。紺屋に綿糸の藍染めを頻繁に依頼するが、その費用を大幅に削減する機業経営の様子があきらかとなる。

1) 紺色の変革—藍下の最低水準—

現在の埼玉県川口市北西部の旧芝村や神根村とその東に位置する旧鳩ヶ谷町の周辺地域は、中ないし細番手（洋30～40番、40～60番）の洋糸を二本引き揃いまたは撚り合わせて用いる東京二子（二タ子、双子）の全国有数の木綿産地であった。「二子」すなわち二本子または二本合糸の二子織（着尺地、袴地）は、多色の縞糸（色糸）を駆使する軽量平滑な上級木綿として幕末・明治前～中期の都市市場で流行する。多色使いゆえに、業界の正紺認証は大きく揺らいだ。

注目するのは、東京北郊の北足立郡小湊村（現、川口市三ツ和）で、色糸の染色と織布の準備工程を集中的に生産管理した元機屋（織元）・吉田家の経営史料である。同家は、おもに紺地糸用の藍染めと織布工程については近在の紺屋や織物生産者（賃織業者）に外注し、明治十年代には横畝組織（経合糸遣いないし単糸経込み）の小倉織（袴地、帯地、着尺地、鼻緒地）のほか、蚊帳地の生産を数多く手がけた。製品は鳩ヶ谷町（日光御成街道旧鳩ヶ谷宿）の織物買次商に定期市を介して販売することもあったが、多くは直取引先の東京市内の織物問屋や鼻緒地商に直送した。

紺屋に依頼する藍色以外の各種色糸の染色は、染め風呂・釜、樽、瓶などを多数配備した同家の作

業場で行われた。自家染色された各種染糸が織物種類別に準備・整経され、外部の織布業者のもとに送られた。作業場は織工場というよりは染工場の様相であり、染場にかかわる作業員は四～五名はいたとみられる。その実態は生産機能を外部化した商人的な元機屋（出機経営）ではなく、自家作業場内で染色およびデザインと整経・準備の生産要素を多彩に組み合わせる経営体であった。

依拠する史料は、デザイン構成（縞割）と染色作業に集中した元機屋・吉田家が、明治十年代初頭に近在の紺屋に支払った藍染め代金を記録した染糸通帳である。次の史料3-2は、北草加村（現、埼玉県草加市）の紺屋岩次郎が作成した引き合わせ記録であり、同3-3が本郷村（現、川口市本郷）の紺屋源二郎の記録である。受注ごとに明記された染賃をもとに、ひきつづき藍下糸の染色度を追究して正紺の自己認証が後退する局面にせまってみよう(41)。

《史料3-2》

染糸の出入りと染賃（その1） 染賃は太字にした。
記（明治十年） 紺屋岩次郎（北草加村）

目出度始メ

六月廿日	(代金)	(染賃)	(綿糸種類)	(綿糸数量)	【筆者補注】
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金壹円ト六拾五銭七厘	八五	入 横九拾本	壺貫貳百目	【8割5分】
同廿四日					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同廿四日					
一	金壹円ト四拾六銭貳厘	七五	入 横九拾本	壺貫貳百目	【7割5分】
同					
一	金壹円ト四拾六銭貳厘	七五	入 横九拾本	壺貫貳百目	【7割5分】
同廿七日					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同三十日					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
七月八日					
一	金四拾銭	壺割直し分	三拾入貳把		
	ノ	金拾五兩ト六拾壺貫八百貳匁			
	改金	貳拾壺兩ト壺貫百貳匁			
		右之通正ニ受取候也			

(旧小湊村・吉田家文書『丁明治十年 丑六月吉日 現金染物通』) (42)

《史料3-3》

染糸の出入りと染賃（その2） 染賃は太字にした。

記（明治十年） 紺屋源二郎（本郷村）

	(代金)	(綿糸種類)	(綿糸数量)		(染賃)	【筆者補注】
丑五月十三日						
一	(銀) 七拾弍匁	十八入	四わ	四貫八百目	一半	【1割5分】
五月十九日						
一	九拾匁	弍十入	五わ	六貫目	一半	【1割5分】
同						
一	弍匁八分八厘	和糸		百九十二匁	一半	【1割5分】
五月廿四日						
一	九拾匁	弍十入	五わ	六貫目	一半	【1割5分】
(同)						
一	五十四匁	弍十入	三わ	三貫六百目	一半	【1割5分】
五月三十日						
一	金五円也	受取				
七月 一日						
一	三百弍拾四匁	合糸	弍わ	弍貫四百目	十三五分	【13割5分】
同						
一	弍百弍拾老匁	三四	弍百本	二貫六百目	八半	【8割5分】
七月 六日						
一	百六十八匁	合糸	老わ	老貫弍百目	十四割	【14割】
同						
一	百拾匁五分	三四	百本	一貫三百目	八割五分	【8割5分】
七月 七日						
一	百六十八匁	合糸	老わ	老貫弍百目	十四割	【14割】
同						
一	百六十八匁	合糸	老わ	老貫弍百目	十四割	【14割】
同						
一	百拾匁五分	三二	百本	一貫三百目	八割五分	【8割5分】
七月十五日						
一	金弍拾円也	受取	(後略)			

(旧小淵村・吉田家文書『明治十年 丑三月吉日 染物通』(43))

記（明治十一年） 紺屋源二郎（本郷村） 【筆者補注】

三月廿日						
一	九十匁	弍十入	五わ	六貫目	老半	【1割5分】
三月廿三日						
一	九十匁	弍十入	五わ	六貫目	老半	【1割5分】
三月廿七日						

一	九十匁	式十入	五わ	六貫目	壹半	【1割5分】
三月卅一日						
一	九十匁	十八	五わ	六貫目	壹半	【1割5分】
四月 三日						
一	六十匁	合壹二十	壹わ	式貫四百目	式五分	【2割5分】
同						
一	五十四匁	式十入	三わ	六貫六百目	壹半	【1割5分】
四月 六日						
一	七十式匁	式十	四わ	四貫八百目	壹半	【1割5分】
四月十三日						
一	七十式匁	式十	四わ	四貫八百目	壹半	【1割5分】
	ハ六百十八匁	此金	十円参拾銭			
	右ノ通正ニ受取候也	寅	五月四日			

(北足立郡旧小淵村・吉田家文書『明治十一年 丑三月吉日 染物通』(44))

北草加村の紺屋岩次郎と本郷村の紺屋源二郎に発注した染糸の多くは、小倉織用であったとみられる。吉田家には明治十年(1877)二月の『広幅小倉織之通』(二~六月、二百七十五反分)と同年六月の『広幅織之通』(六~八月、百九十二反分)の二冊の織物通帳が残され、当該期に「紺黄筋入小倉」、「紺無地」、「綾織」(綾小倉)など、広幅物をふくむ小倉帯地や袴地もしくは着尺地(服地)の生産が確認できる(45)。これらの通帳によると、紺地系統の小倉製品が洋20・24、30・32番手と和糸の十三四(洋15番手相当)の単糸または合糸(撚糸)を用いて製作されている。合糸には洋30または32番手が、洋20・24番手は単糸のまま経込み組織用に和糸十三四(緯糸用)と組み合わせて使用されたとみられる。二軒の紺屋に依頼したのは、そうした小倉地糸用の藍染糸であった可能性が高い。

まず紺屋岩次郎の記録をみると、経糸用の洋30番手の染賃が13割5分と比較的高く、染色度が藍色水準に達している。緯糸(和十三四)についても、濃い浅黄色以上を示す8割5分である。経・緯ともに、和洋双方の単糸に正紺またはそれに準ずる比較的良質な藍下がほどこされたといえる。その特徴は、所沢飛白の事例とは異なり、藍の吸収率がよくない洋糸(経糸用)に対する染色度を高水準で確保し、逆に吸収力のある和糸(緯糸用)には藍を節約するパターンである。横畝組織の小倉帯地であれば経込みの洋糸に緯和糸が隠れ込むので、表面に出る洋糸のほうに比較的十分な藍下を仕込んだことになる。綿琥珀の別名をもつ、洋30番手を経単糸に用いる軽量平滑タイプの小倉織である。合糸遣いであれば、緯糸との交点に浮き出る経合糸が小さな楕円形をなして規則的に並列するタイプで、紺色系の色調が比較的均質かつ良質に現れる上等品クラスの袴地または帯地となったであろう。

いっぽう、本郷村の紺屋源二郎の記録では、経糸用の洋18ないし20番手の染賃が1割5分とかなり低く、染色度は「かめのぞき」の(極)薄紺水準となる。だが、緯糸(和十三四、同十三二)の染賃は8割5分であり、洋30番手前後の二本撚りとみられる合糸には13割5分ないし14割という高めの染賃が示されている。洋糸を経糸に用いる場合、単糸(洋18・20番手)は最低水準の藍下であるのに対し、合糸には正紺レベルの染色度を保持したことになる。洋単糸を緯糸に用いたのかもしれないが、これらのうち、量産品用とみられる藍下染色度が低い経洋糸には大幅な色味補正が実施されたことになる。染色度の低い経単糸が下等品用であったのに対し、比較的十分な藍下の経合糸ないし緯和糸は製品が正紺物として取り扱われた中等品用とみてよいであろう。

ところが、紺屋源二郎の翌年の通帳には、洋18ないし20番手の染賃が1割5分、合糸についても2割5分という、いずれも低水準の染賃が軒並み示されている。藍下染色度が低いこのケースは、いずれも下等品用ではなかったか。織上品はかなり黒味がかかったものになったであろう。あるいは、後述する丹礬（硫酸銅）もしくは顔料のプルシアンブルーによって青味調整の色止めがなされ、黒紺色よりも青色が強調される色合いになったかもしれない。藍下を省略する場合としては、プルシアンブルーと刈安（植物染料）または黄色系の化学染料を用いて萌黄色を発色させていた可能性が想定される。いずれにしても一回の取り扱い綿糸量が三～五把（一把の総数、洋糸＝番手数×10総、和糸100総）と多いので、広幅の低価格品であったことがうかがえる事例となる。前年五月分の染糸も同様である。

低価格品用の染糸の大量発注は、別の紺屋との取引でも確認できる。次の史料3－4は吉田家の近隣に居住する紺屋新右衛門との記録（抜粋）である。洋20～28番手または30・32番手の単糸および「三拾式入合」（洋32番手の合糸）・「四拾式入合」（洋42番手の合糸）などが扱われているが、多くは低水準の染色度を示す染賃が記載されている。染賃1割5分の最低水準の藍染糸が下等品クラスの黒味がかかった廉価品用で、薄い浅黄色よりも「かめのぞき」に近い同2割5分の極薄糸も、最低価格帯のやや黒味を帯びた男帯地となったであろう。

小倉男帯地は近代以前から低価格化が顕著に進行し、当該期には藍下を省く廉価品が大量に出廻る。吉田家製には粗悪な染料による粗製品は少なかったとみられるが、低価格品の生産をめぐってみずからの正紺認証に少なからぬ葛藤が生じたにちがいない。

《史料3－4》

小倉織の染糸出入りと染賃（その3）						【筆者補注】
記（明治十一年） 紺屋新右衛門（小湊村）						
四月廿日						
一	銀九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
廿六日						
一	銀九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
五月八日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
九日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
十日						
一	同廿四匁	三十八	壹把	壹貫二百目	貳割	【2割】
同						
一	同廿四匁	廿八	一わ	壹貫貳百目	貳わり	【2割】
五月十七日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
同						
一	廿四匁	三十二合	壹わ	一貫貳百目	貳わり	【2割】
廿壹日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
六月十三日						

一 同九拾匁 廿八 五把 六貫目 壹わり五分 【1割5分】
同

一 同廿四匁 三十式入 壹わ 一貫貳百目 貳わり 【2割】
〈後 略〉

(旧小湊村・吉田家文書『明治十一年 寅四月吉日 染物引合せ』(46))

記(明治十三年) 紺屋新右衛門(小湊村)

目出度初め

【筆者補注】

辰二月十四日

一 銀九拾匁 廿八 五把 六貫目 壹五分 【1割5分】

二月十六日

一 金四拾貳錢 石灰貳俵

二月廿五日

一 銀七拾貳匁 廿八 四把 四貫八百目 壹五分 【1割5分】
〈中 略〉

四月 一日

一 同六拾匁 合糸 貳わ 貳貫四百目 貳割五分 【2割5分】

四月 四日

一 銀四拾八匁 廿八 貳把 貳貫四百目 貳わり 【2割】

十日

一 同三拾匁 四十式入合糸 壹わ 壹貫貳百目 貳わり五分 【2割5分】

十五日

一 同五拾四匁 廿八 三把 三貫六百目 壹五分 【1割5分】

廿五日

一 同九拾匁 廿四入 五把 六貫目 壹五分 【1割5分】

廿六日

一 同貳拾八匁 廿八入 貳把 貳貫四百目 貳わり 【2割】

同

一 同參拾匁 四十式入合糸 壹貫貳百目 貳割五分 【2割5分】

五月 六日

一 銀七拾貳匁 廿四入 四把 四貫八百目 壹五分 【1割5分】

〈中略〉七月廿九日

一 同廿匁 地糸 貳百目 十割 【10割】

八月 三日

一 同參拾匁 三十式入合 壹わ 壹貫貳百目 貳五分 【2割5分】

同

一 同參拾匁 四十式入合 壹わ 壹貫貳百目 貳五分 【2割5分】

八月廿六日

一 銀貳拾四匁 廿式入 壹わ 壹貫貳百目 貳わり 【2割】

〈後 略〉

(旧小湊村・吉田家文書『明治十三年 辰壹月吉日 染物引合せ』(47))

明治十年代の吉田家は、低価格品用でも染糸に最低水準の藍下を維持していたようである。費用負担が増す藍は節約するが、藍下を省略する経営方針ではなかったといえる。極薄の藍染糸であっても、藍下を用いて糸および織物の堅牢性を最低限度で保ちたいという、当時の業界における藍染めへの最大限の信頼、いいかえると最低限の伝統的な正紺意識があったからではないか。同家は、紺以外の色染めでも藍下を用いていた(48)。とはいえ、最小限度の藍下が当時の社会通念的な正紺の最低基準を下回っていたことは否定すべくもない。筆者はこれまでの事例考察をもとに、染賃6~8割を正紺用綿糸の藍下最低ラインとしてとらえている。藍玉価格の変動に影響されるとはいえ、藍を大幅に節約する場合、正藍染め(藍下を用いない本藍染め)の半額程度の藍下染賃6~8割が正紺認証を担保する費用負担の最低ラインであったろう。正藍染めクラスの染賃相場は所沢飛白では15割前後であり、吉田家の事例でも13割5分と14割を確認することができる。

しかし、藍を限度いっぱい節約しようとする低価格化への衝動は、正紺の最低相場を大きく下方修正し、藍下の染賃を2~3割台へと下落させた。吉田家は2割以下にまで切り下げていた。それはもはや正紺といえるものではない。しかし、藍を欠く「無紺」ではなかった。正紺認証への意思が極度に減退するとはいえ、そこには無紺すなわちまったくの偽紺ではないという最終的な自己認証を担保していたように思われる。吉田家が手がけた製品が紺色にとどまらない多色の流行木綿であったという以上に、低価格品ないし廉価品の生産が藍下を薄弱化させていったといえよう。

2) 紺色の変革—折衷染法と色味補強—

最後に、吉田家が費用を節約した藍染糸の色味を補正ないし補強(潤色)するために使用した染料類を示しておく。明治十年代初頭に鳩ヶ谷町の染料商の加藤平五郎と荒物商の宇田川金兵衛から購入した物品を一部抜粋する。同家は生産量を増やすにつれ東京市中の染料問屋や染料商からの直仕入れを荒川—芝川舟運を利用して行うが、最寄りの鳩ヶ谷町の染料業者との取引も行った。

《史料3-5》

吉田家の染料類の仕入れ

記(明治十一年) 加藤平五郎(鳩ヶ谷町)

一月廿四日

一 金三拾円五拾六銭壹厘 琉玖渋木 十式個

壹月卅日 内金拾円 受取

二月二日

一 金 六銭 丹礬 目方四十目

一 金 五拾銭九厘 紺桔梗 四十目

一 同壹円 かり安 式丸

二月十四日

一 金貳円 三銭一厘 丹から 壹個

二月廿三日 内金拾円 請取

三月十一日

一 金壹円六拾五銭 浅黄粉 壹斤

同十六日

一 金壹円五拾五銭 浅黄粉 壹斤 (以下、略)

(旧小湊村・吉田家文書『明治十一年 寅一月吉日 染草通』(49))

記（明治十二年） 宇田川金兵衛（鳩ヶ谷町）

壺月廿三日	一	渋木 五個		金拾貳円九錢四厘
一月廿五日	一	丹柄 一個	十六貫目	金貳円三十錢
廿六日	一	麻 三百目		金 五拾錢五厘
廿九日	一	明ばん 壺個		金三円六十貳錢五厘
三月十日	一	木附子 壺貫目		九拾五錢
	一	緑凡 五百目		□錢
			〈中 略〉	
四月十五日	一	渋木 四個		同拾円廿九錢壺厘
	一	明ばん 壺個	十六貫目入	同四円十六錢
			〈中 略〉	
四月廿三日	一	同壺円十錢	花色粉	
五月 八日	一	壺円十錢	花色粉	半斤
廿八日	一	壺円九十錢	紅粉	半斤
			〈中 略〉	
七月十一日	一	五拾六錢	金へロ	半斤

（旧小淵村・吉田家文書『明治十二年 卯一月吉日 諸品通』）(50)

購入量と仕入回数の多いのが、渋木、木附子、矢砂（史料揭示略）や丹柄などの植物染料であった。備蓄を切らさず常用し続けていた黒系染料である。なかでも大量に仕入れられたのが沖縄地方産の「琉玖（球）渋木」であり、黒の補正染料として多用されるいっぽうで、藍下綿糸の上掛けに用いる「紺桔梗」、「浅黄粉」、「花色粉」、「紅粉」、「黄粉」（史料揭示略）などの化学染料の下漬剤として使用されたとみられる。塩基性色素（アニリン系）の下漬けには植物系のタンニン剤と吐酒石（酒石酸アンチモンカリ）の二つが必須であったが、吐酒石の購入記録は確認できないので、吉田家ではタンニン下漬け（一昼夜の事前漬けこみが必要）だけで塩基性色素を使用していたことになる。当時の業界では、タンニン下漬けもせずに塩基性色素を直接上掛けする偽紺や泥紺まがいの簡易染法が横行した。塩基性色素をタンニン下漬けのみで使いまわしていたことは適切かつ十分な化学染色法とはいえないが、多色指向ゆえの積極的な使用を認めないわけにはゆかないであろう。

そして、黒系以外の染料類として、色糸用とみられる黄系の植物染料「かり安」（刈安）や「山吹

粉」(史料揭示略)のほか、赤系の蘇枋(同略)も時々買われていた。明礬がこれらの媒染・発色剤として使用されたとみられる。媒染剤としては「緑凡」(緑礬)や丹礬(硫酸銅)も買われている。

こうした購入状況のなかで注目しておきたいのが、史料の末尾に示した「金へロ」である。吉田家は明治十年代半ば以降、丹礬とともに、プルシアンブルーを意味する「金へロ」(ペレンスないしベルリン青とも呼ばれ、「金ベロ」の俗称もあり)を頻繁に購入する。藍下糸の黒紺補正用に硫酸銅と金へロが使用されたとみられる。金へロすなわち顔料のプルシアンブルーは金属塩のうち銅・鉄系のものと反応し青味付けに効果があった。プルシアンブルーを用いると藍色のくすみをとったような鮮明な青が発色し、タンニン黒の紺系補正染料として、逆にくすみのある藍の色合いに近づけるのに一定の効力があったのだろう。あるいは鮮明な青色そのものを求めたのかもしれない。くわえて紺鉄系の色合いを引き出すべく、上掛け染料の色止めとして緑礬(硫酸第二鉄)とプルシアンブルーがペアで使われた可能性も否定できない。藍下糸の多くはタンニン黒染法と金属塩(硫酸鉄、硫酸銅、明礬)および鉄漿やプルシアンブルーなどを組み合わせる補色法で潤色されていたとみられる。

さらに吉田家は、「染草」として石灰や醤油なども俵・樽単位でしばしば購入した。これらは茶染め用とみられる。丹柄は石灰により赤茶に発色する。これに関東産の濃口醤油を色味調整用に組み合わせただろうか。同家は東京二子用のみならず鼻緒地に求められる流行色(千才茶、青茶、鼠、御納戸、黒、大名赤など)を種々手がけた。伝統的な紺染法と偽紺にくわえ、内外の植物染料と金属塩および最新の化学染料を適宜組み合わせる新旧併用の染色法によって、紺および黒紺系の地糸のみならず赤や黄・青・緑ほか、流行の変化が速い色系にも機敏に対応していたことがうかがえる。

明治十年代半ば以降、吉田家は東京市中の染料商から硫酸や塩酸、炭酸・錫酸ソーダなどの薬剤をはじめ、「出し鉄」(鉄漿)や弁柄、そして金ベロをさかんに購入する。二十年代になると、化学染料としてはタンニン下漬け不要の最新の木綿直接染料コンゴレッド(赤色)をはじめ、塩基性の「紺粉」、「紅粉」、「紫粉」、「黄粉」、「山吹粉」、「ラーラミン」、「青竹粉」、「茶粉」などが頻繁に買われていく。そして、「金ベル」(金ベロ)の購入量が増え、硫酸鉄、丹礬、明礬、各種薬剤とともに、「コロモサン」(重クロム酸カリ)とログードエキスを旺盛に仕入れるようになる。

おわりに

ヨーロッパ製の毛織物(呉呂や唐縮緬など)の輸入が増大した明治初年代において、東京市中でよく着られていた国産木綿は紺緋(上等品は薩摩緋や久留米緋、中・下等品は所沢飛白や村山緋など)、紺縞(上等品は二子縞や結城縞、中・下等品は松坂縞、伊勢縞や尾州縞、三河縞など)、青縞(織色木綿)、そして小倉織などであった。絹織物では糸織や縮緬・博多織の下級品に加え、下等絹糸を用いた節糸織や太織(銘仙)・紬、洋糸交織の綿縮緬、綿博多などが人気を広げていた。それらは、鮮やかな色彩の輸入毛織物とくらべると、地味で不鮮明な紺ないし茶系が基調色であった。

輸出品との競合下、国産織物の品質維持と低価格化への対応は機業経営のなかで藍の費用負担を顕在化させ、絹・綿の庶民衣料の色合いと同時代人の紺色認証を変えていった。紺緋や青縞が正紺保持に腐心するが、紺縞の中軸をなす二子縞や結城縞のほか、高級品の絹綿交織も正紺保持に苦しみ偽紺に抵触した。藍を省く偽紺は小倉織など急速に低価格化した量産品種に真っ先に浸透した。いっぽう、庶民衣料のなかで比重を増した節糸織や太織(銘仙)のほか、洋糸交織の低級絹織物でも藍の使用を極力節減する動きが進む。アトキンソンが来日したのはまさにそうした傾向が強まり、正紺と偽紺とのあいだで紺色が大きく揺れ動いていた時代であった。

明治中～後期になると、中・下等品の生産にかかわる織物業界では正紺自己認証の放棄が進行す

る。染色費のなかで割高となる藍の負担に耐え切れなくなり、合成藍（インディゴ・ピュア）に続いて硫化染料の積極的な応用により紺色それ自体が変革されていった。正紺と偽紺、そして化学紺（硫化紺）へと至る史のプロセスは粗製品の生産を誘発したが、中・長期的には日本社会における庶民衣料の多色鮮明化と低価格化への技術的対応の平坦ではない道程であった。

注

- (1)三木産業(株)技術室編（1992年）はアトキンソンの来日を明治八年とする。菅原（1970）によると、滞在期間は明治一桁代後半から十年代前半であった。
- (2) S. オズボーン（島田ゆり子訳）『日本への航海』雄松堂出版、2002年、194頁。R. ヴェルナー（金森誠也・安藤勉訳）『エルベ号艦長幕末記』新人物往来社、1990年、72頁。この記録に注目した広岩（2014）は、西洋人の目をひいた地味な服装の黒っぽさこそが日本人の社会的・制度的な特徴であったとする卓見を示している。
- (3)『明治前期産業発達史資料 第7集(2)』明治文献資料刊行会、1962年。
- (4) 所沢市史編さん委員会編『所沢市史 近代史料Ⅰ』同市、1982年、263頁。
- (5)『機織彙編（江戸科学古典叢書15）』恒和出版、1979年、89～95頁。
- (6)『明治前期産業発達史資料 第7集(2)』明治文献資料刊行会、1962年。
- (7)～(9)桐生織物史編纂会『桐生織物史 中巻』桐生織物同業組合、1936年、226～227頁、231～232頁、216～219頁。
- (10)(11)渋谷家文書「慶応四年四月 前橋向町紺屋染物諸入用書上帳」「(年次不詳) 前橋領紺屋仲間染物代金議定」『群馬県史 資料編14 近世6』群馬県、1986年、555～558頁。布や糸の染賃が色合いに応じて「割」で記載されている。
- (12)今井清見『米沢織物同業組合史』同組合、1940年、89頁。
- (13)東北振興会編『東北産業経済史 第二巻 米沢藩史』東洋書院、1975年、194～196頁。米沢藩は享和期（1801）に夏蚕飼育および夏蚕糸の絹糸使用を禁止し、文化期に同種の禁止令をたびたび発布した。さらに文政期には黒染めを夏蚕糸の使用とともに禁止した（同上書および今井清見『米沢織物同業組合史』、40～43頁）。
- (14)～(16)今井清見『米沢織物同業組合史』、89頁・188頁。
- (17)(18)上田市立博物館編『郷土の工芸 上田紬』同館、1981年、36～37頁。上田藩は文化八年（1811）に夏蚕糸の使用禁止、文政四年（1821）に上田綿について「地薄手抜等」の織り方を戒める御触書を発布した（『上田市史 上巻』同市、1940年、1060～1062頁）。
- (19)中野家文書「天保七年 八王子織物規格統制につき綿買仲間」昭島市教育委員会編『中神村中野家 近世織物仲間関係史料集』1985年、67～69頁。正田健一郎編『八王子織物史 上巻』八王子織物工業組合、1965年、631～651頁。
- (20)～(22)「江戸売藍問屋 規定書」『阿波藍譜 史料編 中巻』三木産業株式会社、1974年、202～218頁。
- (23) 大口勇次郎『幕末期農村構造の展開』名著出版会、2004年、301頁。
- (24)「天保十三年 原町万屋豊七取扱織物仕入販売価格一覧」（上田市立博物館編『郷土の工芸 上田紬』、40頁）。この小倉帯は男物で、上田周辺の製品ではなく信州諏訪産もしくは足利産であったとみられる。
- (25)加須市史編さん室『加須市史 資料編Ⅱ 近現代』同市、1983年、284～286頁。
- (26)「織物資料」『新編埼玉県史 資料編21（近代・現代3 産業・経済1）』埼玉県、1982年、745頁。
- (27)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』同組合、1898年、6頁。
- (28)農商務省商工局工務課編『工業視察紀要 織物之部下』同省、1897年、14頁。
- (29)大阪府勸業課編『大和飛白共進会報告書 全』同勸業課、1882年、168頁。
- (30)(31)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』、93頁・97～98頁。
- (32)「大和木綿同業組合定款 明治四十三年四月七日改正」（橿原市立図書館所蔵）
- (33)大阪府勸業課編『大和飛白共進会報告書 全』、51～57頁。

- (34)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』、25～26頁。
- (35)大阪府勸業課編『大和飛白共進会報告書 全』、99～151頁。
- (36)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』、44～46頁。
- (37)岩岡家文書「明治五年五月 第三大区二小区紺屋職名前調書」、同「明治六年二月 第三大区二小区物産取調表」（『所沢市史 近代史料 I』）同市、1982年、244～246頁・255～257頁。
- (38)(39)平塚家文書『明治十二年 卯第三月吉日 機方金銀出入帳』、『明治十年十一月吉日 染物之通』（所沢市教育委員会所蔵マイクロフィルム版）。
- (40)後年の染賃は以下の通り。明治十一年九月～十二年五月、東十五【11割3分】、同十二（洋15番手相当）【10割】、洋16番手【6割7分】、洋30番手【6割】、洋40番手【6割】、飛白糸（和糸）【15～16割】、飛白糸（洋番手不明）【10割】、同十二年五月～十三年十二月、東十五【10～13割】、洋16番手【7割5分】【8割3分】、飛白糸（和糸）【14～17割】（平塚家文書『明治十一年九月吉日 染物之通』『明治十二年五月吉日 染物之通』同上マイクロフィルム版）。
- (41)藍染糸の色合いについては、明治二十七年に鳩ヶ谷地区紺屋仲間が「糸類 花色紺十二割 並紺十四割 上紺二十割 絹糸紺百割 洋糸並紺十六割 浅黄六割」（染組「定（染物代価左之通）」（川口市立文化財センター分館（旧鳩ヶ谷市立）郷土資料館所蔵）と記した相場協定を参考にした。
- (42)～(44)川口市立文化財センター分館 郷土資料館所蔵。
- (45)吉田家文書『明治十年丑二月吉日 広幅小倉織之通』『明治十年丑六月吉日 広幅織之通』、同上 郷土資料館所蔵。
- (46)(47) 同上 郷土資料館所蔵。
- (48)紺以外の配色（赤茶、赤、千才赤、鶯、鶯青など）が多い鼻緒地用の洋20～24番手単糸の藍下染賃はいずれも「染三半」（3割5分）であった（『明治十一年寅五月吉日 糸反物之引合帳』、同上 郷土資料館所蔵）。
- (49)(50) 同上 郷土資料館所蔵。

引用・参考文献

- 天野雅敏『阿波藍経済史研究—近代移行期の産業と経済発展—』吉川弘文館、1986年。
- 天野雅敏「近世尾張の紺屋に関する一考察」『国民経済雑誌』179—3、1999年3月。
- 菅原国香「明治初期の化学者たち 1850年代～1880年代」『物理学史研究』6—1・2、1970年3・6月。
- 竹内淳子『藍 I —風土が生んだ色—』法政大学出版局、1991年。
- 三木産業(株)技術室編『藍染めの歴史と科学』裳華房、1992年。
- 広岩邦彦『近世のシマ格子—着るものと社会—』紫紅社、2014年。
- 矢嶋千代子「幕末期『藍玉通帳』にみる上田地域の藍玉流通」『信濃』68—8・9、2016年8・9月。
- 吉岡幸雄『日本の色を歩く』平凡社新書、2010年。

(2021年9月30日提出)
(2021年11月10日受理)